

建築関係工事における週休2日促進工事試行要領

1 目的

本要領は、福島県土木部が執行及び受託する建築・設備工事における週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 週休2日促進工事

4週8休以上、4週7休以上4週8休未満、4週6休以上4週7休未満の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる工事をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 対象工事

福島県土木部が執行及び受託する全ての建築・設備工事で、令和3年4月1日以降起工するものに適用する。

4 発注方式

次の(1)または(2)のいずれかによる方式とする。

なお、(1)受注者希望方式で一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、発注単位で取り組むかどうかを協議することができる。

(1) 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

(2) 発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

5 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日促進工事において、以下のアからウまでの現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費、ただし見積り単価を除く）を補正する。

ア 4週8休以上（現場閉所（現場休息）率28.5%（8日/28日）以上）

1.05

イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所（現場休息）率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1.03

ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所（現場休息）率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1.01

(2) 積算及び変更方法

当初の予定価格から、4週6休以上を前提に(1)ウにより労務費を補正して工事費を積算する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、現場閉所（現場休息）が4週7休以上の場合、状況に応じ、請負代金額のうち労務費補正分を増額変更する。

また、現場閉所（現場休息）が4週6休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 対象工事である旨等の明示

受注者希望方式または発注者指定方式いずれかの対象工事である旨等の明示を、入札公告（随意契約の場合は見積書提出通知）および特記仕様書等に記

載するものとする。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法

受注者より受領した現場閉所日を記載した実施工程表を基に、現場閉所（現場休息）の実施状況を随時確認する。

8 工事成績評定について

受注者希望方式、発注者指定方式ともに、4週6休以上の休日の確保が確認できた場合、従来の評定に基づき適正に評価するものとし、週休2日達成による評価項目を改めて追加しての加点は行わない。

発注者指定方式においては、受注者の責により4週6休以上の休日が確保出来なかった場合、第1評定および第2評定の「工程管理」項目において減点評価を行う。

9 実施証明書

発注者は、週休2日促進工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事实施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。

10 その他

(1) 週休2日促進工事の見える化

仮囲い等に週休2日促進工事である旨を明示する。

(2) アンケート調査等の実施

週休2日促進工事を実施する場合はアンケート調査等を実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討し、この促進につなげる。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休2日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、所管部署に対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から適用する。

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和元年10月1日から適用する。

この要領は、令和2年10月15日から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から適用する。